### ルールを守って

## キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、 特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

### 走行する前に確認を

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年 7月1日以降も、引き続きその車両区分(一般原動機付 自転車又は自動車)に応じた法令の規定が適用されます。

### check 1 保安基準に適合していますか?

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準適合を確認したものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。



■シールの様式





【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_fr7\_000058.html

【保安基準不適合車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html



車両型式情報



## check 2 ナンバープレートは取り付けていますか?

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、 ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村に お尋ねください。 通常の原付よりも小型化!▶



## check 3 自賠責保険(共済)に加入していますか?

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーを ナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険(共済)の詳細はこちら】 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html



自賠責保険(共済)

## 交通ルールを守りましょう! ※これらの特定小型原動機付自転車に関する新たな 交通ルールが適用されるのは、会和5年7月1日で

交通ルールが適用されるのは、令和5年7月1日からです。

#### 主な交通ルール

#### (1) 車道通行の原則

原則、車道を通行し、信号を守らなければなりません (※自転車道通行可)。また、原則、道路左側端を通行し、 右側を通行してはいけません。

#### (2) 右左折の方法

- ・左折時は、後方の安全確認とウィンカーでの合図を行 い、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して、 道路の左端に沿って曲がらなければなりません。
- どのような交差点でも、いわゆる「二段階右折」をしな ければなりません。

#### (3)通行の禁止・一時停止すべき場所

道路標識等により、通行を禁止されている道路等を通行 してはいけません。また、一時停止すべきとされている ときは、停止線の直前(停止線がない場合は、交差点の 直前)で一時停止しなければなりません。

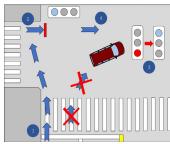
#### 4)歩行者の優先

歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前 で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

通行場所 (イメージ)



右折の方法(イメージ)



標識 (例)







#### 年齢制限・飲酒運転禁止等

- 16歳未満の運転は禁止されています。
- お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。 飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。
- (3) スマートフォン等を通話したり、その画面を 注視したりしながら運転してはいけません。





#### 安全利用のために

交通事故の被害を軽減するため、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

#### 交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html



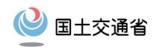












原動機を用いる車(ロに該当するものを除く。)	<ul><li>イ 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する</li></ul>	のものをいう。	型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外	いで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小	十 原動機付自転車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらな 十	〜九 (略)	当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 第1	(定義)	附則	第七章~第九章 (略) 第	進(第百八条の二十六―第百八条の三十二の四)	第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促 第	第六章の二・第六章の三(略) 第	第一節~第八節 (略)	第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許 第一年	第一章~第五章 (略) 第一章~	目次	改 正 後
	(新設)	遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。	運転する車であつて、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、	格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで	- 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定	今九 (略)	当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	(定義)	附則	第七章~第九章 (略)	進(第百八条の二十六―第百八条の三十二の三)	第六章の四 交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促	第六章の二・第六章の三 (略)	第一節~第八節 (略)	第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許	第一章~第五章 (略)		改正前

ロ 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨

要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもげるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を

の

十一~二十三(略

2 · 3 (略)

(通行区分)

2 (略) 第十条 (略)

部分 (第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分をいる) 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、普通自転車通行指定

転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければなう。第十七条の二第二項において同じ。)があるときは、当該普通自

(通行区分)

らない。

駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限り条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するで「歩道等」という。)と車道の区別のある道路においては、車道を第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条及び次条第一項におい

(親認)

十一~二十三 (略)

2·3 (略)

第十条 (略)

(通行区分)

2 (略)

い。

「通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならな通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならな項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車3 前項の規定により歩道を通行する歩行者等は、第六十三条の四第二

(通行区分)

要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。 は第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必ならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないう。)と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければ第十七条 車両は、歩道又は路側帯(以下この条において「歩道等」と

(略)

3 号口に該当するものをいう。 することができる。 の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、 れらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く るおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両(こ の他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げ 特定小型原動機付自転車 以外の車両は、 自転車道を通行してはならない。ただし、道路外 (原動機付自転車のうち第二条第一項第十 以下同じ。 二輪又は三輪の自転車そ 自転車道を横断

(略)

(罰則 略)

(特例特定小型原動 機付自転 車の歩道通行)

第十七条の二 限りでない。 ると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この ができる。 例特定小型原動機付自転車」という。 該当するもので することができることとされているときは、 行させることができるものを除く。 道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行 ただし 特定小型原動機付自転車のうち、 他の車両を牽引していないもの 警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があ 以下この条及び次条において「特 は、 当該歩道を通行すること 前条第 次の各号のいずれにも (遠隔操作により通 項の規定にかか

行することができるものであることを内閣府令で定める方法により

当該特定小型原動機付自転車が歩道等を通

歩道等を通行する間

2 (略)

3 ける他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定め いときは、 ならない。 を牽引しているものを除く。)以外の車両は、 る基準に該当する車両(これらの車両で側車付きのもの及び他の車両 二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道にお ただし、 自転車道を横断することができる 道路外の施設又は場所に出入するためやむを得な 自転車道を通行しては

4 6 略

(罰則 (略))

(新設)

# 表示していること。

- 該当すること。
  著の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に一当が二号に規定するもののほか、車体の構造が歩道等における歩行
- 2 進行することができる。 該普通自転車通行指定部分)を徐行しなければならず、 中央から車道寄りの部分 とする歩行者がないときは、 については、 定小型原動機付自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるとき 前項の場合において、 時停止しなければならない。 当該普通自転車通行指定部分を通行し、 特例特定小型原動機付自転車は、 (普通自転車通行指定部分があるときは、 歩道の状況に応じた安全な速度と方法で ただし、 普通自転車通行指定部分 又は通行しよう また、 当該歩道 特例特 当 の

(罰則 第二項については第百二十一条第一項第八号)

# (特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行)

て区画されたものを除く。)を通行することができる。
「付自転車及び軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつ合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯(特例特定小型原動機第十七条の三 特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、第十七条第

# (軽車両の路側帯通行)

区画されたものを除く。)を通行することができる。
た路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて
者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられ
第十七条の二 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行

歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない2 前項の場合において、特例特定小型原動機付自転車及び軽車両は、

(罰則 (略)

(左側寄り通行等)

第十八条 軽車両 路の左側端に寄つて、 付自転車のうち第二条第一項第十号イに該当するものをいう。 道路を通行する場合を除き、 にあつては道路の左側に寄つて、 (以下「特定小型原動機付自転車等」という。) にあつては道 車両 (トロリーバスを除く。)は、 それぞれ当該道路を通行しなければならない。 自動車及び一 特定小型原動機付自転車及び 般原動 車両通行帯の設けられた 機付自転車 以下同 (原動機

き、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限二項若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとただし、追越しをするとき、第二十五条第二項若しくは第三十四条第

2 (略)

りでない。

(罰則 (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

道路の中央(当該道路が一方通行となつているときは、当該道路の右道路外に出るため右折するときは、あらかじめその前からできる限り2 車両(特定小型原動機付自転車等及びトロリーバスを除く。)は、

(罰則 (略))

(左側寄り通行等)

まり道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の第二十五条第二項若しくは第三十四条第二項若しくは第四項の規定に路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞの上側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞのでは道路の左側端に寄って、それぞの上側にあって、単車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞの上側にあっては道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあっては道第十八条 車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた

事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 (略)

(罰則 (略)

(道路外に出る場合の方法)

第二十五条 (略)

路が一方通行となつているときは、当該道路の右側端)に寄り、かつ折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央(当該道2 車両(軽車両及びトロリーバスを除く。)は、道路外に出るため右

側端)に寄り、かつ、徐行しなければならない。

3 (略)

(罰則 (略)

(追越しを禁止する場所)

前車の側方を通過してはならない。
型原動機付自転車等を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(特定小第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部 は

一 道路の曲がり角付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂

二·三 (略)

(罰則 (略))

(左折又は右折)

第三十四条

(略)

2 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは

あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、

かつ、交差点

いるときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。の中心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されて

からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐3 特定小型原動機付自転車等は、右折するときは、あらかじめその前

しなければならない。

ている道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あ4 自動車、一般原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつ

、徐行しなければならない。

3 (略)

ĺ

(罰則

(略))

(追越しを禁止する場所)

を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過し分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部

てはならない。

道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

二·三 (略)

(罰則 (略))

(左折又は右折)

第三十四条

(略)

心の直近の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中2 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、右折するときは、あ

い。の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿つて徐行しなければならなる。軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路

ときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。

る道路において右折するときは、第二項の規定にかかわらず、あらか4 自動車、原動機付自転車又はトロリーバスは、一方通行となつてい

は、その指定された部分)を徐行しなければならない。中心の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときらかじめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の

5 側端 等により指定されているときは、 らかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、 通整理の行われている交差点において右折する場合に限る。)は、 の項において「多通行帯道路」という。)において右折するとき(交 いる道路及び道路の左側部分(一方通行となつている道路にあつては 転車の右折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されて 標識等により交通整理の行われている交差点における 折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識 道路)に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路(以下こ 般原動機付自転車は、 交通整理の行われている交差点における一般原動機付自 に沿つて徐行しなければならない。ただし、 第二項及び前項の規定にかかわらず、 この限りでない。 多通行帯道路におい かつ、 一般原動機付自 1転車の右 交差点の 道路 あ

6 (略)

(罰則 (略)

(指定通行区分)

に関する通行の区分が指定されているときは、同条第一項、第二項及一の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点におい第三十五条 車両(特定小型原動機付自転車等及び右折につき一般原動

その指定された部分)を徐行しなければならない。の内側(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、じめその前からできる限り道路の右側端に寄り、かつ、交差点の中心

5

されているときは、 かじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことが道路標識等により指定 整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折につきあら つて徐行しなければならない。 その前からできる限り道路の左側端に寄り、 行われている交差点において右折する場合に限る。)は、 いて「多通行帯道路」という。)において右折するとき(交通整 に車両通行帯が三以上設けられているその他の道路 及び道路の左側部分(一方通行となつている道路にあつては、 折につき交差点の側端に沿つて通行すべきことが指定されている道路 等により交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右 原動機付自転車は、 この限りでない。 第二項及び前項の規定にかかわらず、 ただし、 多通行帯道路において、 かつ、 交差点の側端に沿 (以下この あらかじめ 道路 り項にお 道路 交通 標識 理  $\mathcal{O}$ 

6 (略)

(罰則 (略))

(指定通行区分)

れているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定さ動機付自転車を除く。)は、車両通行帯の設けられた道路において、動産によることとされる交差点において左折又は右折をする原第三十五条 車両(軽車両及び右折につき原動機付自転車が前条第五項

の限りでない。
は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、こを通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯

2 (略)

(罰則 (略)

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

等を除く。)の側方を通過してその前方に出てはならない。
はか、その前方を進行している他の車両等(特定小型原動機付自転車内の道路の部分においては、第三十条第三号の規定に該当する場合の事両等は、横断歩道等及びその手前の側端から前に三十メートル以

(罰則 (略))

(無免許運転等の禁止)

車を運転してはならない。

車を運転してはならない。

南条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の同条第五項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の別方が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転効力が停止されている場合を含む。)、自動車又は一般原動機付自転換力が停止されている場合を表現してはならない。

何人も、前項の規定に違反して自動車又は一般原動機付自転車を運

2

何人も、

前項の規定に違反して自動車又は原動機付自転車を運転す

2

他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。

2 (略)

(罰則 (略))

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第三十八条 (略)

2 (略)

(罰則 (略))

(無免許運転等の禁止)

転車を提供してはならない。転すすることとなるおそれがある者に対し、自動車又は一般原動機付自

3 依頼して、 て準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されて 以下この項において同じ。)又は一般原動機付自転車の運転者が第八 動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。 送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自 いることを含む。 十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと 項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項におい (第九十条第五項、 般原動機付自転車に同乗してはならない 何人も、 般原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、 自動車 当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は )を知りながら、当該運転者に対し、 (道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運 第百三条第一項若しくは第四項、 第百三条の二第 当該自動車又 又は

(罰則 (略)

(十六歳未満の者による特定小型原動機付自転車の運転等の禁止)

第六十四条の二 十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転し

てはならない。

こととなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供し2 何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転する

てはならない。

ては第百十八条第一項第三号)(罰則 第一項については第百十八条第一項第二号 第二項につ

供してはならない。 ることとなるおそれがある者に対し、自動車又は原動機付自転車を提

3

自転車に同乗してはならない。 動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、 ことを含む。)を知りながら、当該運転者に対し、 用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている 九十条第五項、 条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと(第 以下この項において同じ。)又は原動機付自転車の運転者が第八十四 動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。 送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自 第百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準 当該運転者が第一 何人も、 自動車 第百三条第一項若しくは第四項、 (道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動 項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付 第百三条の二第一項 当該自動車又は原 又は依頼して 車

(罰則 (略))

(新設)

## (危険防止の措置)

第六十七条 警察官は、車両等の運転者が第六十四条第一項、第六十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に違反して車両等を運転していると認めるときは、当該車両等を停止させ、及び当該車両等の運転者に対し、第九十二条の四第四項から第七項まで又は第二条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

2 第七項 免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証 認めるときは、 両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると 等の交通による人の死傷若しくは物の損壊 命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両 転に関しこの法律 )を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車 前項に定めるもののほか、警察官は、 第七十一条の四第四項から第七項まで及び第八十五条第五項から (第二号を除く。) までを除く。) 若しくはこの法律に基づく 当該車両等の運転者に対し、 (第六十四条第一項、 第六十五条第一項、 車両等の運転者が車両等の運 (以下「交通事故」という 第九十二条第一 項の運転 第六十六 0

## 3 (略)

提示を求めることができる

の四第四項から第七項まで又は第八十五条第五項から第七項(第二号第六十四条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条一項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、

## (危険防止の措置)

第六十七条 とができる。 七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めるこ 当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百 車両等を運転していると認めるときは、 八十五条第五項から第七項 条第一項、 第六十六条、 警察官は、 車両等の運転者が第六十四条第一 第七十一条の四第三項から第六項まで又は第 (第二号を除く。) までの規定に違反して 当該車両等を停止させ、 項、 第六十五 及び

2

第七項 認めるときは、 等の交通による人の死傷若しくは物の損壊 提示を求めることができる。 免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証 両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると 命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、 転に関しこの法律 )を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該 前項に定めるもののほか、 第七十一条の四第三項から第六項まで及び第八十五条第五項から (第二号を除く。) までを除く。) 若しくはこの法律に基づく 当該車両等の運転者に対し、 (第六十四条第一項、 警察官は、 第六十五条第 車両等の運転者が車両等の (以下「交通事故」という 第九十二条第一 項、 項の 又は車 第六十六 両 運

## 3 (略)

で又は第八十五条第五項から第七項(第二号を除く。)までの規定に第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項ま4 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条第一項、

するため必要な応急の措置をとることができる。 運転をしてはならない旨を指示する等道路における交通の危険を防止は、警察官は、その者が正常な運転ができる状態になるまで車両等のを除く。)までの規定に違反して車両等を運転するおそれがあるとき

# 運転者の遵守事項

(罰則

略)

# 第七十一条 車両等の運転者は、

五.

〜五の四

略

の 五 号において「無線通話装置」という。)を通話 十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第 自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置 行うものを除く。 公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに 通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信 いるときを除き、 という。 ずれをも行うことができないものに限る。 .運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四 第四号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。 自 動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動 )を運転する場合においては、 携帯電話用装置、 同号において同じ。)のために使用し、 自動車電話用装置その他の 当該自動車等が停止して 第百十八条第一 (傷病者の救護又は 又は当該 項第四 無線 軍等 (道

## 六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

置をとることができる。を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措を指示する等道路における交通の危険を防止するため必要な応急の措正常な運転ができる状態になるまで車両等の運転をしてはならない旨違反して車両等を運転するおそれがあるときは、警察官は、その者が

## (罰則 (略))

# 1十一条 車両等の(運転者の遵守事項)

次に掲げる事項を守らなければならな

、。 第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならな

## 〜五の四 (略)

五. の 五 項 号において「無線通話装置」という。)を通話 通話装置 いるときを除き、 十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。 路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四 自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置 行うものを除く。 公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに いずれをも行うことができないものに限る。 という。 第二号において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動 (その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信 )を運転する場合においては、 同号において同じ。) 携帯電話用装置、 自動車電話用装置その他の のために使用し、 当該自動車等が停止して 第百十八条第 (傷病者の救護又は 第百十八条第 又は当該 項 第二 無線 車 (道

## 六 (略)

(罰則 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四

ついては第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第四号)三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五に及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 一般原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで

一般原動機付自転車を運転してはならない。

特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよ

う努めなければならない。

3

(罰則

4 5 8

(略

(罰則 第四項から第七項までについては第百十九条の三第一項第

五号)

第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び一般原動機付自転車 (以下「自動車等」という

。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」

2~5 (略)

という。)を受けなければならない。

(第一種免許)

第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

ついては第百十七条の四第一項第二号、第百十八条第一項第二号)三及び第三号については第百十九条第一項第十五号 第五号の五に及び第六号については第百二十条第一項第十号 第二号、第二号の

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動

機付自転車を運転してはならない。

(新設)

3 ~ 7 (略)

(罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第

五号)

第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(運転免許)

第八十四条 自動車及び原動機付自転車 (以下「自動車等」という。)

を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」とい

う。)を受けなければならない。

2~5 (略)

(第一種免許)

、 | 第八十五条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、

を受けなければならない。当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許

プロコーク	7型二侖包午   普通自動二輪車、	プ型	「大型寺朱色午   小型特殊自動車及び	<b>転車</b>	普通色午   小型特殊自動車及び	新年 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	当色午   一   普通自動車、	中型 夕言 保自動車及び	中型色午 推中型自動車、	機付自転車	大型免許 動車、小型特別	中型自動車、潍	第一 和 安 計 の 和 类	重色午り重頁
付自転車	車、小型特殊自動車及		車及び一般原動機付自		車及び一般原動機付自	転車	小型特殊自動車及び一	一般原動機付自転車	· 普通自動車、小型特		小型特殊自動車及び一般原動	準中型自動車、普通自		運転することができる自動車等の種

を受けなければならない。当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる第一種免許

自動車等の種類	第一種免許の種類
(略)	(略)
原動機付自転車	原付免許

転することができる。 免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車等を運い当該自動車等を運転することができるほか、次の表の上欄に掲げる前項の表の下欄に掲げる第一種免許を受けた者は、同表の区分に従

				ı	T	I
大型二輪免許	大型特殊免許	普通免許	準中型免許	中型免許	大型免許	第一種免許の種類
び原動機付自転車、小型特殊自動車及	小型特殊自動車及び原動機付自転車	小型特殊自動車及び原動機付自転車	動機付自転車・小型特殊自動車及び原	殊自動車及び原動機付自転車 準中型自動車、普通自動車、小型特	自転車 動車、小型特殊自動車及び原動機付中型自動車、準中型自動車、普通自	類を重転することができる自動車等の種

普通二輪免許

転車

小型特殊自動車及び一般原動機付自

3 12 (略

(罰則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第五号

(仮免許)

第八十七条 (略

2 6 (略

(罰則 第二項後段については第百十八条第 項第六号 第三項に

ついては第百二十条第一項第十四号、

同条第三項

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 れかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こし 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいず

た日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止 た場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こし

(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。

略

第一項第二号又は第百十八条第 条の二の二第一項第一号、 第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、第百十七 第三号若しくは第七号、第百十七条の四 一項第五号の違反行為をし、 よつて

 $\equiv$ 略

交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三

(略)

普通二輪免許

小型特殊自動車及び原動機付自転車

3 12 (略)

( 罰 則 第五項から第十項までについては第百十八条第一項第三号

(仮免許)

第八十七条 (略)

(略)

2 6

ついては第百二十条第一項第十四号、 ( 罰 則 第二項後段については第百十八条第 同条第三項 項第四号 第三項に

(免許の効力の仮停止)

第百三条の二 た日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止 た場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こし れかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こし (以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいず

(略)

交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 条の二の二第一項第一号、 第百十七条の二第一項第一号、第三号若しくは第四号、 一項第二号又は第百十八条第 第三号若しくは第七号、第百十七条の四 項第三号の違反行為をし、 第百十七 よつて

2~7 (略)

(罰則 (略))

(講習)

げる講習を行うものとする。 第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲

一~五 (略)

六 原付免許を受けようとする者に対する一般原動機付自転車の運転

に関する講習

七~十四(略)

十五 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するた

めの講習

十六(略)

2 (略)

掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。九号まで、第十一号から第十三号まで、第十五号若しくは第十六号に3 公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)

2~7 (略)

(罰則 (略))

(講習)

げる講習を行うものとする。 第百八条の二 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲

六 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関一〜五 (略)

する講習

七~十四 (略)

(新設)

十五 (略)

(略)

3 2

又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第

(自転車運転者講習の受講命令)

第百八条の三の五 (新設)

き旨を命ずることができる。

さいて「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受けるべいで、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条におり、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該におけるが通路では対し、当該の特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険に特定小型原動機付自転車を運転することが道路における交通の危険

2 おいて により、 ができる。 期間内に行われる第百八条の二第一項第十六号に掲げる講習(次条に 令で定めるもの づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であ を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところ してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険 つて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政 公安委員会は、 自 その者に対し、 |転車運転者講習」という。) を受けるべき旨を命ずること (次条において「自転車危険行為」という。) を反復 自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基 三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該

(罰則 (略)

(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令等の報告)

者講習を受けたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報 マは自転車の運転者が自転車危険行為をしたとき若しくは自転車運転をしたとき若しくは特定小型原動機付自転車運転者講習を受けたとき 特定小型原動機付自転車の運転者が特定小型原動機付自転車危険行為 第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき、

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律を引会している。)を受けるべき旨を命ずることができた者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じた者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じた者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じたするが、要に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じたするが、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(次条において、当該別目を記述している。)を受けるべき旨を命ずることができた。

(罰則 (略))

# (自転車運転者講習の受講命令等の報告)

講習に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委は自転車の運転者が危険行為をしたとき若しくは自転車運転者講習を第百八条の三の六 公安委員会は、前条の規定による命令をしたとき又

適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するもの小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習に関する事務の告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、特定

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

とする。

一~三 (略)

発活動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動、特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行についての啓四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活

動

五 (略)

2 (略)

(公安委員会による交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通

第百八条の二十八

員会に通報するものとする。

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるもものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われる第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資

一~三 (略)

のとする。

通の安全と円滑に資するための啓発活動 動、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交四 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活

五 (略)

2 (略)

(交通安全教育)

第百八条の二十七 (略)

第百八条の二十八 国家公安委員会は、道路を通行する者に対する交通(交通安全教育指針及び交通の方法に関する教則の作成)

教育に関する指針(以下「交通安全教育指針」という。)を作成し、通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交安全教育を行う者(公安委員会を除く。)が効果的かつ適切な交通安

これを公表するものとする。

供するための交通安全教育の内容及び方法の他の適正な交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提一 自動車及び原動機付自転車の安全な運転に必要な技能及び知識そ

二·三 (略)

2 · 3 (略)

教則を作成し、これを公表するものとする。 理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に

·二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車及び原動

機付自転車の運転に必要な知識

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一~三 (略)

住民の理解を深めるための運動の推進四の特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について

五 (略)

教育に関する指針(以下「交通安全教育指針」という。)を作成し、通安全教育の基準とするため、次に掲げる事項を内容とする交通安全教育を行うことができるようにし、及び公安委員会が行う前条の交安全教育を行う者(公安委員会を除く。)が効果的かつ適切な交通安

これを公表するものとする。

安全教育の内容及び方法の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通の方法に関する技能及び知識を習得する機会を提供するための交通ー自動車等の安全な運転に必要な技能及び知識その他の適正な交通

二·三 (略)

2 · 3 (略)

教則を作成し、これを公表するものとする。 理解することができるようにするため、次に掲げる事項を内容とする4 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車等の運転

に必要な知識

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九 (略)

2 地域交通安全活動推進委員は、次に掲げる活動を行う。

一~三(略)

四 自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運

動の推進

五 (略)

(特定小型原動機付自転車の販売者等による交通安全教育)

すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利第百八条の三十二の四 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡

用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安

ればならない。全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなけ

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

又は一般原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為を第百九条 警察官は、自動車又は一般原動機付自転車の運転者が自動車

したと認めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証

察官は、保管証を交付しなければならない。

等の提出を求めこれを保管することができる。

この場合において、

警

2~6 (略)

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第き、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくはを含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づる公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長

3~6 (略)

(新設)

(免許証又は国際運転免許証等の保管)

を求めこれを保管することができる。この場合において、警察官は、めるときは、その現場において、免許証又は国際運転免許証等の提出原動機付自転車の運転に関しこの法律の罰則に触れる行為をしたと認第百九条 警察官は、自動車又は原動機付自転車の運転者が自動車又は

2~6 (略)

保管証を交付しなければならない。

(特定の交通の規制等の手続

第百十条の二 (略)

2 (略)

第七号、第四条第三項、第八条第一項、第十三条第二項、第十七条第き、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくはを含む。以下この条において同じ。)は、第四条第一項の規定に基づる公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長

事項を通知しなければならない 八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場合において、緊急 道路に限る。)の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、 の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による 適用される道路 で定める最高速度を超える最高速度に係るものに限る。 るものに限り、 条第一項、 を要するためやむを得ないと認められるときは、 おいて同じ。)により交通の規制を行おうとするときは、 十七条第六項の道路標識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定め 十三条の四第一項第一号又は第六十三条の七第二項の道路標識等 この場合には、 第五項第五号若しくは第六項、 第二十三条、第三十四条第五項、 第二十二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令 (第二十二条第一項及び第六十三条の四第一 事後において、 速やかに当該交通の規制に係る 第十七条の二第一 第四十九条第一項、 この限りでないもの 項、 以下この条に 当該規制の 項第一号 第二十二 第六 (第 第

4~7 (略)

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の

## 一 (略)

車を運転した場合に限る。) 当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転当該違反により当該自動車又は一般原動機付自転車の提供を受けた二 第六十四条(無免許運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(

三~九(略)

四項、 号又は第六十三条の七第二項の道路標識等 ならない。 事後において、 ないと認められるときは、この限りでないものとし、 等による交通の規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得 者の意見を聴かなければならない。ただし、 路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。)の管理 十二条第一項及び第六十三条の四第一 交通の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路 える最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。)により 二条第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度を超 識等にあつては内閣府令・国土交通省令で定めるものに限り、 第三十四条第五項、 第五項第五号若しくは第六項、 速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければ 第四十九条第一項、第六十三条の四第 項第一号の道路標識等以外の道 第二十二条第一 (第十七条第六項の道路標 第八条第一 この場合には 項、 項の道路標識 一項第一 第二十 第二

## 4~7 (略)

懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の

## 一 (略)

した場合に限る。) 「一条第一項の規定に違反して当該自動車又は原動機付自転車を運転当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が当該違反により当該自動車又は原動機付自転車の提供を受けた者が

三~九 (略)

までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号)

)は、十万円以下の罰金に処する。

一~四 (略)

から第七項までの規定に違反した者五の単七十一条の四(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)第四項

2 · 3 (略)

処する。 第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に

一~十六 (略)

十七 第百八条の三の五(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受

の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

2 · 3 (略)

講命令)

又は科料に処する。 第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金

一~七 (略)

通行) 出る場合の方法) 一項、第十九条 第十七条の二 第十七条の三 第一項、 第二項後段若しくは第三項、 (特例特定小型原動機付自転車の歩道通行) (軽車両の並進の禁止)、第二十一条(軌道敷内 (特例特定小型原動機付自転車等の路側帯通行) 第一項若しくは第二項、 第三十四条(左折又は右 第二十五条(道路外に 第 二項 第

第一項から第五項まで、第三十五条の二(環状交差点における

までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号

は、十万円以下の罰金に処する。

一~四 (略)

から第六項までの規定に違反した者 第七十一条の四(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)第三項

2 · 3 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に

処する。

一~十六

(略)

る公安委員会の命令に従わなかつた者十七 第百八条の三の五(自転車運転者講習の受講命令)の規定によ

2 · 3 (略)

| 又は科料に処する。| 第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金

一~七 (略)

若しくは第二項、 段若しくは第三項、 の並進の禁止)、 第十七条の二(軽車両の路側帯通行)第二項、 (自転車道の通行区分)、第六十三条の四 第三十五条の二(環状交差点における左折等)、 第三十四条 (左折又は右折) 第二十一条 第二十五条(道路外に出る場合の方法)第一項 (軌道敷内の通行) (普通自転車の歩道通 第一 第十九条 第一 一項から第五項ま 項、 第六十三条の 第二項後 **軽** 車 両

の出入の方法) 左折等)、第六十三条の三(自転車道の通行区分)、第六十三条の (普通自転車の歩道通行) の規定の違反となるような行為をした者 第二項又は第七十五条の七(本線車道

2 • (略)

九~十二

(略)

(通則)

第百二十五条 (略

2 各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、 次の

こととされている者を除く。 規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができる により当該免許の効力が停止されている者を含み、 に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者(法令の規定 当該反則行為に係る車両等(特定小型原動機付自転車を除く。 第六十四条の一 第 第百七条の二の 項の規定によ

り当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車を運転することがで

規定により当該反則行為に係る自動車を運転することができないこ きないこととされている者又は第八十五条第五項から第十項までの

ととされている者

3

<u>-</u>. <u>÷</u>.

(略)

(略

別表第二 (第百二十五条、 第百三十条の一

反則行為の区分

反則行為に係る車両等 反則金の限

> 違反となるような行為をした者 行)第二項又は第七十五条の七 (本線車道の出入の方法) の規定の

九~十二 (略)

2 • 3 (略)

(通則)

第百二十五条 (略)

2 各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、 次の

動車を運転することができないこととされている者 八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自 両等を運転することができることとされている者を除く。 る者を含み、第百七条の二の規定により国際運転免許証等で当該車 受けていない者(法令の規定により当該免許の効力が停止されてい 当該反則行為に係る車両等に関し法令の規定による運転の免許を ) 又は第

二 <u>•</u> 三 (略)

3

(略)

別 表第二 (第百二十五条、 第百三十条の二 一関係)

反則行為の区分

反則行為に係る車両等

反則金の限

備考(略)	(略)		罪に当たる行為	第百十八条第一項第四号の	(略)		
		(略)	(略)	(略)		の種類	
		(略)	(略)	(略)		度額	
(略)	(略)		罪に当たる行為	第百十八条第一項第二号の	(略)		
		(略)	(略)	(略)		の種類	
		(略)	(略)	(略)		度額	

$\cup$	$\cup$
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第二十六号	道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	•
•	:
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	:
•	
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	-

〇 道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)
(昭和三十五年)
十五年
<b>哟</b> 令第1
一百七十号)

_
(傍絲
T.
部
分
け
改
正
剖
分

改正案	現
目次	目次
第一章~第五章 (略)	第一章~第五章 (略)
第六章 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許(第三十二条	第六章 自動車及び原動機付自転車の運転免許(第三十二条の二
の二―第四十条の三)	―第四十条の三)
第七章・第八章 (略)	第七章・第八章 (略)
附則	附則
(公安委員会の交通規制)	(公安委員会の交通規制)
第一条の二 (略)	第一条の二 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通の規制のう	5 法第四条第一項の規定により公安委員会が行う交通の規制
ち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示(以下「道路標識等」	ち、次の各号に掲げる道路標識又は道路標示(以下「道路標識等
」という。)による交通の規制は、それぞれ当該各号に定める事	」という。)による交通の規制は、
由があるときに行うものとする。	由があるときに行うものとする。
	(新設)
より支障がないこと。	
二 法第二十一条第二項第三号の道路標識等 交通の頻繁な道路	一 法第二十一条第二項第三号の道路標識等
における車両の通行の円滑を図るため特に必要があること。	道路における車両の通行の円滑を図るため特に必要があること
	0
三~五 (略)	二~四 (略)

## (信号の意味等)

対面する交通について表示されるものとする。の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機にの意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及

	て同じ。	以下この条及	に規定す	特定小型	三多通行	0	し、左折し、	<°),	等通行一	自転車(	こととも	転車が法	。以下同	第一項に	二自動車	青色の灯火 一 (略)	信号の種類信
	)及び軽声	び 第	規定する特定小型	小型原動機付白	行带道路等运		又	トロリーご	般原動機は	(以下この書	こととされる交差点を通行	法第三十四条第五	じ。) (右	規定する	一般		号
	車両は、直	四十一条の	型原動機付	自転車(法	通行一般原		は右折することが	バス及び路	付自転車」	表において	点を通行す	采第五項本	石折につき 一	一般原動機	原動機付自転車		0
	直進(右折	の三第一項	付自転車を	(法第十七条	原動機付自転			面電車は、	という。	「多通行	る一般原	項本文の規定に	一般原動機	付自転車を	車(法第十八		意
_	しよう	におい	いう。	条第三項	転車、		できること	直進	) を 除	帯道路	動機付	による	機付自	をいう	十八条		味

## (信号の意味等)

対面する交通について表示されるものとする。
の意味は、それぞれ同表の上欄に掲げる信号を表示する信号機にの意味は、次の表に掲げるとおりとし、同表の下欄に掲げる信号第二条 法第四条第四項に規定する信号機の表示する信号の種類及

													青色の灯火	信号の種類
ることができること。	下この条において同じ。)をし、又は左折すとを含む。青色の灯火の矢印の項を除き、以	点まで直進し、その地点において右折するこ	車両は、直進(右折しようとして右折する地	三 多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽		、左折し、又は右折することができること。	。)、トロリーバス及び路面電車は、直進し	路等通行原動機付自転車」という。)を除く	付自転車(以下この表において「多通行帯道	によることとされる交差点を通行する原動機	機付自転車が法第三十四条第五項本文の規定	二 自動車、原動機付自転車(右折につき原動	一 (略)	信号の意味

青色の灯火		赤色の灯火	
六条第三号において同じ。)は、横断歩道に の二第一項に規定する特例特定小型原動機付自転車(法第十七条 の二第一項に規定する特例特定小型原動機付 の二第一項に規定する特例特定小型原動機付	点付等差両り合そ型行差	一 ~ 三 (略)	をし、又は左折することができること。印の項を除き、以下この条において同じ。)おいて右折することを含む。青色の灯火の矢
青色の灯火火		赤色の灯火	
一 (略) 一 (略) 一 (略)	四	一	

			- 0																			_
等、特定小型原火の信号を表示	号を有する青色	4 公安委員会が、	2 · 3 (略)	備考 (略)	(略)						の矢印	青色の灯火		赤色の灯火	号を有する	人の形の記	の点滅	青色の灯火	号を有する	人の形の記		
小型原動機付自転車及び自転車に対して意味を表示するを表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者	2色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯	(が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記				定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。	る多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特	特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進す	する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、	こと。この場合において、交差点において右折	かわらず、矢印の方向に進行することができる	車両は、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にか	断を始めてはならないこと。	原動機付自転車及び普通自転車は、道路の横	二 横断歩道を進行しようとする特例特定小型	一 (略)	断を始めてはならないこと。	原動機付自転車及び普通自転車は、道路の横	二 横断歩道を進行しようとする特例特定小型	一 (略)	いと。	おいて直進をし、又は左折することができる
	<i>/</i> ·•	4	2																			
等及び自転車火の信号を表	号を有する青	公安委員会	· 3 (略)	備考 (略)	(略)						の矢印	青色の灯火		赤色の灯火	号を有する	人の形の記	の点滅	青色の灯火	号を有する	人の形の記		
単に対して意味を表示するものである旨を内閣府令で忍示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者	₹色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯	Kが、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記					自転車及び軽車両とみなす。	車両は、直進する多通行帯道路等通行原動機付	する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽	こと。この場合において、交差点において右折	かわらず、矢印の方向に進行することができる	車両は、黄色の灯火又は赤色の灯火の信号にか		、道路の横断を始めてはならないこと。	二 横断歩道を進行しようとする普通自転車は	一(略)		、道路の横断を始めてはならないこと。	二 横断歩道を進行しようとする普通自転車は	一 (略)		

、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。ける当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じものである旨を内閣府令で定めるところにより表示した場合にお

	地点において停止しなければならない様々自輒耳及て自輒耳は、その右打し	
	原動幾寸自転車及び自転車は、その右折して   四 交差点において既に右折している特定小型	
	ができること。	
	原動機付自転車及び自転車は、そのまま進行	
	三 交差点において既に左折している特定小型	
	してはならないこと。	
赤色	路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行	赤色の灯火
号を	二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、道	号を有する
人の	一 (略)	人の形の記
	いこと。	
	を除き、停止位置を越えて進行してはならな	
	いるため安全に停止することができない場合	
の点	が表示された時において停止位置に近接して	の点滅
青色	路の横断を始めてはならず、また、当該信号	青色の灯火
号を	二特定小型原動機付自転車及び自転車は、道	号を有する
人の	一 (略)	人の形の記
青色	進をし、又は左折することができること。	青色の灯火
号を	二 特定小型原動機付自転車及び自転車は、直	号を有する
人の	一 (略)	人の形の記
信号	信号の意味	信号の種類

の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次

げるとおりとする。

- ( 主			14	П		ク	但			ഥ		
		赤色の灯火			の点滅	青色の灯火	号を有する	人の形の記	青色の灯火	号を有する	人の形の記	信号の種類
ればならないこと。 、その右折している地点において停止しなけ四 交差点において既に右折している 転車 は	、そのまま進行することができること。 - 交差点において既に左折している自転車は	置を越えて進行してはならないこと。	行してはならないこと。	ができない場合を除き、停止位置を越えて進	位置に近接しているため安全に停止すること	また、当該信号が表示された時において停止	二 自転車は、道路の横断を始めてはならず、	一 (略)	できること。	二 自転車は、直進をし、又は左折することが	一 (略)	信号の意味

5 備考 (略) 略 کی

ができる者 (運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転すること

第二十六条の三の三 法第七十

条の

四第四項の政令で定める者は

次に掲げるとおりとする。

法第七十

<u>〈</u> 匹

(略)

2 りとする。 一条の四第五項の政令で定める者は、 次に掲げるとお

<u>.</u> (略)

3 各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号 での規定中「三年」とあるのは「一年」と、 ついて準用する。この場合において、 と読み替えるものとする。 第一項の規定は、 法第七. 十 条の四第六項の政令で定める者に 第一項第一号から第三号ま 同項第四号中 「次項

4 るのは、 ついて準用する。 第二項の規定は、 「一年」と読み替えるものとする。 この場合において、 法第七十一 条の四第七項の政令で定める者に 第二項各号中 「三年」とあ

自 動 車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 掲げるとおりとする。 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、 次に

> 備考 (略)

5 略

(運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転すること

ができる者)

第二十六条の三の三 法第七十 条の 四第 三項の政令で定める者

は

<u>〈</u> 匹 (略)

次に掲げるとおりとする。

2

法第七十 条の 四第四項の政令で定める者は、 次に掲げるとお

(略) りとする。

3 各号」とあるのは「第四項において読み替えて準用する次項各号 での規定中 ついて準用する。この場合において、第一項第一号から第三号ま と読み替えるものとする。 第一項の規定は、 「三年」とあるのは 法第七十 条の四 「一年」と、 第五項の政令で定める者に 同項第四号中 「次項

4 るのは、 ついて準用する。 第二項の規定は、 年」と読み替えるものとする。 この場合において、 法第七十一条の四 第二項各号中「三年」とあ 第六項の政令で定める者に

自 動 車 . О 使用の 制限の基準

第二十六条の六 掲げるとおりとする。 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、 次に

間、 らない旨を命ずるものとする。 欄 違  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 下 他自動 条に て同じ。 に掲げる違反行為をしたときは、 反行為をし、 自 「重被牽引車」という。 当該違反行為に係る自動車を運転し、 動 お 車 車の 1 (法第五十一条の四第一 て 運行を直接管理する地位にある者を含む。 の使用者 「使用者等」 当該違反行為により (安全運 )を含む。 という。 転管理者、 項に規定する重被牽引車 自動· 六月を超えない が次の表の上欄に掲げ 以下この条及び次条にお 車の 又は運転させてはな 副安全運転管理者そ 運転者が · 範 囲 同 以下こ 内 表 0 0 以 期 下 る

違反行 号に係る部分に限る。 法第百十八条第二項 為 自 (法第七十五条第一項第五 略 動 車 為 0) 使用者等の違 第 反行 号 0) 法第百 自 違反行為 動 車 0 + 運 条第 を転者の 項 違 第五 反行 号 為

略

第六章 自動車 及び 一般原動機 付 自 転車の運転免許

第三十三条の二 かに該当する者についての同項ただし書の 法第九十条第一項第四号から第六号までのい 政令で定める基準 ずれ は

運 転免許試験 ( 以 下 「試験」 という。 に合格した者 他 免

次に掲げるとおりとする。

間、 欄に 6 違反行為をし、 0) 0) 1 下 て同 ない旨を命ずるものとする。 条におい 他 自 「重 掲げる違反行為をしたときは、 当 自 動 ロ動車の ľ 「該違反行為に係る自動車を運転し、 |被牽引車」という。 車 (法第五十一条の四第一 て 運行を直接管理する地位にある者を含む。 の使用者 「使用者等」という。 当該違反行為により (安全運転管理 )を含む。 項に規定する重被牽引 六月を超えない 自 が次の 者、 以下この条及び次条に 動 車の 副安全運転管理者そ 又は運転させては 運転者が同 表の上欄に掲げる 範囲 以下こ 表の 車 内  $\mathcal{O}$ 以 期 下 お な

号に係る部分に限る。 自動 法第百十八条第 為 違反行為 (法第七十五条第一項第五 略 車 0 使用者等の 項 第 違 反行 号 0) 法第百十 自 違反行為 動 車 0) 八 運 条 転 第 者 0 項 違 第三号 反 人行為

略

第六章 自 動 車 及び 原動 機 付自転車 . (T) 運転免許

第三十三条の二 次に掲げるとおりとする。 かに該当する者につい 法第九十条第一項第四号から第六号までのい ての 同 1項ただし書の 政 令で定める基準は ずれ

運転免許試験 (以 下 「試験」という。) に合格した者 他 免

令の ľ,  $\mathcal{O}$ 者 許等既得者 合を除く。 自 条にお 次 及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。 0 規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で別表第二 のいずれかに該当するものであるとき(次号に該当する場 動車等」 が 表の上欄に掲げるものをいう。 いて同じ。 般違反行為 (当該試験に係る免許以外の免許を現に受けてい は、 という。 免許を与えないものとする。 を除く。 (自動車又は 0) 運転に関し法若しくは法に基づく命 次号から第六号までにお 一般原動機付自転車 以下同じ。 )をした者で 以下こ 。 以 て同 る

イ〜ホ (略)

2~4 (略)

(略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がな

い者)

第三十三条の五の三 (略)

2 (略)

とする。 ものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がない

転することができる免許を受けていたもの一特定失効者又は特定取消処分者で、一般原動機付自転車を運

自 原動機付自転車 転 車 12 相当する種類 免許 0) を申請した日前 車 両 0 運 転 に .関する外国等の行政庁等 六月以内に 般 原 動 機 付

> 除く。 動車 ľ, 0)  $\mathcal{O}$ 規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で別表第二の 0) 者及び国際運転免許証等を現に所持している者をいう。以 許等既得者 表の 1 条において同じ。 等」 ずれかに該当するものであるとき(次号に該当する場合を 上欄に掲げるものをいう。 が一般違反行為 は、 という。 (当該試験に係る免許以外の免許を現に受けてい 免許を与えないものとする。 0) 運転に関し法若しくは法に基づく命令の を除く。 (自動車又は原動機付自転車 次号から第六号までにおい 以下同じ。)をした者で、 ( 以 下 . て 同 下こ 次

イ〜ホ (略)

二~八 (略)

2~4 (略)

(大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がな

い者)

第三十三条の五の三

略

2

略

ものとして政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者3 法第九十条の二第一項第三号に定める講習を受ける必要がない

とする。

ることができる免許を受けていたもの一を完失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車を運転よ

車 に 原動機付自転車 相当す ,る種 類 0 免許を申 車 両 0 運 請した日前 一転に関する外国等の行政庁等の 六月 以 内 原 動 付 自 免 転

通 免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在 算して三月以上の 免許を受けてい たことがある者で、 Ł 当 該 外国等 してい  $\mathcal{O}$ 行 政 た期 庁 間 等 が  $\mathcal{O}$ 

三(各)略

4 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

に掲げるとおりとする。 第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次

·二 (略)

八号、 項 速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キ る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える から第十項までに係る部分に限る。 くは法第百十八条第一項第一号、 第百十七 第 ル 口 第二項第一号に係る違反行為 仮 第 毎 法 ) ト 項 時) 第百十七条の二第一項第一号、 運転免許を受けた者が法第百十七条第一項若しくは第二 号に係る 法第百十七条の三、  $\mathcal{O}$ 以上超える速度で運転する行為に、 規 条の二の二第一項第一 ル 毎時 定により る違反行為にあ (高速自動車国道等におい 積 載物 法第百十七条の四第一項第二号若  $\mathcal{O}$ 重 つては車両につい (法第百十八条第一項第一号に係 号、 量 第五号  $\mathcal{O}$ )若しくは第六号若しくは 制限として定 第三号、 第三号若しくは第四 (法第八 ては四十キロ 法第百十八条第 第七号若しくは て法第五 十五条第六項  $\otimes$ 5 れ た数 十七 1 項 値 条 第 法

倍以

の重量

の積載をして大型自動車

中

型

自

動

車

準

中

を受けてい 許を受けてい て三月以 上の た期間のうち たことがある者で、 もの 当該外国等に 当該 に滞在し 外国 等の 行 政 た期 庁 間  $\dot{o}$ が 免許 通 算

三 (略)

4 (略)

(仮運転免許の取消しの基準)

に掲げるとおりとする。 第三十九条の三 法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、

次

一・二 (略)

第二項 八号、 第 項 ル 口 速 る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える から第十項までに係る部分に限る。)若しくは第四号若しくは くは法第百十八条第一 第百十七条の二の二第一 第 毎 メ 度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キ 法 仮 一倍以 時) 項 ! 第百十七条の二第一項第一号、 |運転免許を受けた者が法第百十七条第一項若しくは第| ŀ 号に係る違反行為にあつては車 第一号に係る違反行為 法第百十七条の三、 0 上の 規定により 以上超える速度で運転する行為に、 ル 毎時 重 量の (高 感速自動 積載をして大型自 積載物の 項 第一 項 法第百十七条の四第一項第二号若 第一 軍国道等におい 号、 重量の (法第百十八条第一項第一号に係 号、 第三号 制 第三号若しくは第四号、 第三号、 平両につ 動 限として定められた数 車 (法第八十五 ては四十キロ 法第百十八条第 7 第七号若しくは 中 型自 て法第五 動 条第六項 Ł 準 中 法 項 値

型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。 路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法 (昭和三十年法律第九十七号) 第五条の規定に違反する行為を 又は道

兀 (略)

したとき。

2 略

(特定小型原 動機付 自 転車危険行為等)

第四十一条の三 法第百八条の三の五第一項の政令で定める行為は

とする。 特定小型原 動機付自 転車の運転に関し行われた次に掲げる行為

為 法第七条 信信 号機の 信号等に従う義務 0) 規定に違反する行

<u>\_</u>| 法第八条 ( 通 行の禁止等) 第 項 の規定に違 反する行為

法第九条 (歩行者用道路を通行する車両 の義務) の規定に違

反する行為

兀 違反する行為 法第十七条 (通 行区分) 第 項 第四項又は第六項 Ô 規定に

五. 法第十七条の二 (特例特定 小型原動機 付 自 転 車 0 歩 /道通 行

第二 一項の規定に違反する行為

六 法第十七条の三(特例特定小型原動機 付 自 転車 等 0 路側帯 通

行 第 項 0 規定に違反する行為

八七 法第三十三条 (踏切の通過) 第 三項 0 規定 に違 反する行為

法第三十六条

(交差点における他の

車両等との関係等)

0)

規

路運 型自 (昭和三十年法律第九十七号) .送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠 動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。 第五条の規定に違反する行為を 償保障法 又は道

したとき。

兀 (略)

2 (略)

第四十一条の三 (危険行為) (新設

定に違反する行為

定に違反する行為
九 法第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)の規

+ 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係

等)の規定に違反する行為

する行為 | 一 | 法第四十三条(指定場所における一時停止)の規定に違反

する行為
十二 法第六十二条(整備不良車両の運転の禁止)の規定に違反

行為 十四 法第六十八条(共同危険行為等の禁止)の規定に違反する

十五 法第七十条 (安全運転の義務) の規定に違反する行為

六 法第七十一条(運転者の遵守事項)第五号の五の規定に違

反する行為(別表第二の備考の二の16又は23に規定する行為に

該当するものに限る。)

十七 法第百十七条の二第一項第四号又は法第百十七条の二の二

第一項第八号の罪に当たる行為

2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運

転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一~四 (略)

行)第二項の規定に違反する行為五、法第十七条の三(特例特定小型原動機付自転車等の路側帯

し行われた次に掲げる行為とする。

法第百八条の三の五の政令で定める行為は、

自転車の運転に関

一~四 (略)

通

す

っる 行為

五 法第十七条の二(軽車両の路側帯通行)第二項の規定に違反

六~十五 (略 六~十五 (略

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める第一欄に掲げる手数料の種別ごとにそれぞれ同表の第二欄に定め

(略)					料	講習手数	(略)	種別	手数料の
	講習	六号に掲げる	五号又は第十	二第一項第十	法第百八条の	(略)			<u>₹</u>
					(略)			費に対応する額	物件費及び施設
					(略)			額	人件費に対応する
	略)	講		古号  五号  又は第	講習 二第一項第 二第一項第	法第百八条の (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	(略)法第百八条の(略)二第一項第十(略)六号に掲げる	(略) (略) 二第一項第十 五号又は第十 (略) (略)	(略) (略) (略) 二第一項第十 五号又は第十 元号に掲げる 費に対応する額

(法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額)

当該区分に応じてそれぞれ同表の第四欄に定める額とする。第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める額は、当該区分に応じてそれぞれ同表の第三欄に定める第四十三条 法第百十二条第一項の政令で定める区分は、次の表の

			-
手数料の		物件費及び施設	人件費に対応する
種別	<u>ا</u>	費に対応する額	額
(略)			
講習手数	(略)		
料	法第百八条の	(略)	(略)
	二第一項第十		
	五号に掲げる		
	講習		
(略)			
備考(監	(略)		

2·3 (略)

、第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の別表第二(第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三

別表第二

(第二十六条の七、

第三十三条の二、

第三十三条の二の三

第三十四条の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の

2

3

略

七 条の 第三十 九 条の二の二、 第四 + 条 0 関 係

#### 般 違 反 行 為に付 する基準 礎 点 数

略 般 違 反 行 為  $\mathcal{O}$ 種 別 点 数

差点右, 急車 状交差点左 1 止 違 反 帯 混 違 反 違反、 割 付 雑 妨 速 込 カゝ 反 緩 害等、 道 度超 左 4 れ 和 等、 折等 路外 た 車 路 措 折 車 間 過 線 置 等方法 駐 合 自 両 距 出 命 =+ 停車 図車 右左 動  $\mathcal{O}$ 離 ス 令 等優 不 車 義 違 折合図 妨害、 違 違 保 等 務 未 反 違 満 反 反 交差点右左折方法違反 持 先 反 通 通 註 指定 進 交差点優先 車 行 行 路変更 -妨害、 道路外 帯違 車 乗 許 禁 合自 通 可 行区 条件 止 反 場 禁 指 動 出 ,車妨害、 、止違反、 軌道 派等) 分違 定横断 [右左折 車 違 発進 反 反 敷 等 方法 妨 诵 内 禁 交 湋 交 緊 環 追 害 行

合図 限 超 乗 車 過 不 積 履 載方法 普 行 通 等 合 I図制限 五. 違 割 反 未 定員外 満 違 反 乗車、 積載 警音器吹 物 大きさ制限 積 鳴義務違 載物 重 量 反 制

差点等

進入禁

止

違

反

無灯火、

減光等義務違

反

引 過 違 反 積 載 方法 原 付 牽が見 制 限 超 違 反 過 整 制 備不 限 外 許 良 可 (尾 条件違反、 灯等) 牽が超 転

落等防 置 義務 違 止 反 措 置 安 義 全不 務 違 確 反 認 転落 ド ア 開 積載物等 放 等 危険 停 止 防 措 置 止 義 措

違

反

初

心

運

転

者

等保護義務違

反

座

席

八、 第三十 Ł 条の 第三十 九 条の

係

#### 般 違 反 行 為に 付 す á 基 礎 点 数

般 違 反 行 為  $\mathcal{O}$ 種 别 点 数

点

略

載方法 入禁止 方法 等、 带違 措 行、 反 初 原 普通等五 左折等方法違反、 折等合図車 1 止 違 混 反 違 置 付 付 反 割 雑 心 安全不 牽引 込み 速度超 緩 制 か 反 合図制限 駐 反 義務違反、 停車 違 違 限 れ 道 転者等保護 和 超過、 等、 割 路外 た 反 反 路 違 車 措 -確認ド · 違 -妨害、 過 線バ 未満) 間 反 車 置 定員外 無灯 出 違 反 距 交差点右左折 両 命 整 0 離 右左折合図 ス 転 制 反 令 (駐車 **談義務** 備不 等優 火 指定通 ア 限 交差点優先車妨害、 義 不 落 違 務違 開 積 警音器吹 -未満) 外 乗 保 積 反 先通 車、 違 載 良 載 持、 許 減光等義務違反、 禁 放 等、 物 止 行区分違反、 可 物 反 通 反 (尾灯等)、 方法 等 大きさ制限 場 条 進 車 行 積 行 个件違反、 路変更 載 鳴 所等)、 乗合自 妨 座 停 危 帯 道 許 義務違 路外 険 違反、 害 止 物 違 席 可 防 重 措 条件 反 量 動 禁 置 指 出 ル 止 緊急車 交差点 制 反 止 義 措 転 牽が 超 交 環 車 定 軌 違 右 ・装着 落等 合図 状交 務 引 限 差 横 置 過 発 違 道 左 反 点 進 反 違 義 違 超 乗 断 折 敷 防 反 車 不 等 右 妨 等 義 務 積 過 妨 差 方 内 反 通 違 履 進 点 左 害 追 禁 法 違 載 積 害 止 行 点

妨害、 示義務違 装着義務違反、 道 速度違反、 車 通行帯違 用 ルメット 本線車道 反 反 本線車道 聴覚障害者標識表示義務違反、 着用義務違反 故障車両表示義務違反又は仮免許 幼児用補助装置使用義務違反、 出 入方法違反、 通行車妨害、 牽引自動車本線車 初心運転者標識 本線車道緊急車 最低 表 乗

略

練習標識表

示義

務

違

反

備考

(略)

一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、 それぞれ

次に定めるところによる。

58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、 |第四項から第七項までの規定に違反する行為をいう。 法第七十 一条

0

兀

80 第一 項、 「自動車等交差点右左折方法違反」 第二項、 第四項又は第五項の規定の違反となるよ とは、 法第三十四条

81 \ 132 うな行為をいう。 (略)

別表第六 (第四 十五 一条関 係

反 則 反 行 則 為 行  $\mathcal{O}$ 為 種 0 類 種 別 車 両 . ( 0 反則金の 額

> 違反、 違反、 線車道出入方法違反、 反、 表示義務違反 メット 本線車道通行車妨害、 聴覚障害者標識表示義務違反、 ·着用義務違反、 故障車両表示義務違反又は仮免許練習標識 幼児用補助装置使用義務違反、 牽引自 初心運転者標識 本線車道緊急車妨 動 車 本線車 最低 表示 乗車 速 道 害、 度 通 義 用 違反 行 務 帯 本 違 ル

略

備考

略

次に定めるところによる。 一の表及び二の表の上欄に . 掲げる用語の意味は、 それぞれ

5 57 (略)

58 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、 法第七十一条

59 ( 79 (略)

0

厄

第三項から

第六項までの規定に違反する行為をいう。

80 第二項、 「交差点右左折方法違反」 第四項又は第五項の規定の違反となるような行為 とは、 法第三十四条第一 項

132 をいう。

81

(略

別 表第六 (第四 十五 条関係

反 則 反 行 則 為 行  $\mathcal{O}$ 為 種 0 類 種 別 車 · 両 等 0 反 魺 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額

22 「交差点右左折方法違反」とは、法規定の違反となるような行為をいう。	21 「路側帯進行方法違反」とは、法質規定の違反となるような行為をいう。	20 「歩道徐行等義務違反」とは、法	1~19(略)	めるところによる。	ぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、	二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、	一 (略)	備考	(略)	法違反	表示義務違反又は本線車道出入方	識表示義務違反、聴覚障害者標識	、運行記録計不備、初心運転者標	限外許可条件違反、原付牽引違反	、環状交差点左折等方法違反、制	方法違反、交差点右左折方法違反 原	、軌道敷内違反、道路外出右左折した	等義務違反、路側帯進行方法違反一普	十九 通行許可条件違反、歩道徐行 大	(略)	種類
法第三十四条第一項かり。	法第十七条の三第二項のう。	法第十七条の二第二項の			ころによるほか、次に定	いる用語の意味は、それ										行車 三千円	は二輪車	普通車又 四千円	大型車 六千円		類
(新設)	(新設)	(新設)	1~19(略)	めるところによる。	ぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定	二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用	一 (略)	備考	(略)			反又は本線車道出入方法違反	違反、聴覚障害者標識表示義務違	計不備、初心運転者標識表示義務	件違反、原付牽引違反、運行記録	外許可条	交差点右左折方法違反、環状交差 は	違反、道路外出右左折方法違反、   普	十九 通行許可条件違反、軌道敷内 大	(略)	
					ころによ	語										原付車	は二輪車	普通車又	入型 車		種類
					るほか、次に	の意味は、それ										三千円		四千円	六千円		

三	23	
(略)	ς 25	ら第五
	(略)	項まで
		の規定の
		の違反し
		となるよ
		ような行
		一為をいう。
		う。

三 (略) 20 5 22